

由布市異業種交流グループ活動支援事業補助金交付要綱

令和2年10月30日

由布市告示第153号

改正 令和7年3月26日告示第43号

(目的)

第1条 この要綱は、市内の異なる業種の中小企業者で構成されるグループに対して、その自主的な研修、交流等の活動及び販路開拓等の経費を予算の範囲内で補助することで、市内中小企業者の連携を促進し、もって市内産業の活性化を図ることを目的とし、由布市補助金等の交付に関する規則（平成24年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすグループとする。

(1) 市内に事業所を有する3者以上の中小企業者で構成されていること。

(2) 2業種以上の異なる業種の中小企業者で構成されていること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者がグループに含まれる場合は、補助対象者とししない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2) その他市長が適当でないとする者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 新商品、新サービス、新技術等の開発を行う事業

(2) 販路開拓事業

(3) 研修会、交流会その他資質の向上に資する事業

(4) 地域の課題解決につながる事業

2 前項の事業は、由布市商工会又は市内金融機関と連携して実施するも

のとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額は、1グループに対し、1ヵ年度につき50万円を上限とする。
- 3 補助金は、1の補助対象事業につき、連続して3ヵ年度まで申請できるものとする。ただし、当該事業に係る補助金額の上限は、通算して100万円とする。
- 4 国、県その他の機関から補助対象事業について同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合においては、補助対象経費の合計額から、それらの補助金等の額を差し引いた額を補助対象経費とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条の規定による申請は、由布市異業種交流グループ活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) グループの概要がわかる資料(規約、名簿等)
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第7条 規則第6条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、市長に変更承認申請し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿、契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(5) 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、規則第14条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第3号）により速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(6) その他、規則及びこの要綱に従うこと。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告は、次に掲げる書類を添えて、補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第4号）

(2) 収支精算書（様式第5号）

(3) 領収書その他の支出を証する書類又はその写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合において、前項の規定による実績報告時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金の額から減額して報告するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、市長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費の内容
報償費	講師・委員・専門家謝金、調査・研究事業及び集客事業に要する謝金等
旅費	講師・委員旅費
消耗品費	事務用品、資料代、図書購入費、材料費等 （単体で取得価格5万円未満のもの）
印刷製本費	パンフレット・ポスター等の作成費等
食糧費	会議やイベント時のお茶代、事業の実施に必要な材料費等の最小限の飲食費
役務費	通信運搬費、広告代、手数料、保険料、翻訳料等
委託料	ホームページ作成委託、調査委託、行事運営委託等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器・物品の借上料等
機械装置等費	事業の実施に必要な機械、装置、工具、備品等の購入費 （市販のパソコン、カメラ等、汎用性の高い機器等は補助対象外）

※ 補助対象経費は、補助対象事業に係る経費として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

由布市異業種交流グループ活動支援事業補助金交付申請書

由布市長 様

申請者 所在地
グループ名
代表者氏名 ⑩

由布市異業種交流グループ活動支援事業補助金の交付を受けたいので、由布市異業種交流グループ活動支援事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の実施期間
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) グループの概要がわかる資料（規約、名簿等）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

（注）申請書は事業ごとに提出すること。

裏 面

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、由布市と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

由布市長 様

所在地 _____

グループ名

代表者氏名 _____ ㊟

※ 市では、由布市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1 事業計画

事業の種別 ※該当する項目に☑すること。	<input type="checkbox"/> 新商品、新サービス、新技術等の開発を行う事業 <input type="checkbox"/> 販路開拓事業 <input type="checkbox"/> 研修会、交流会その他資質の向上に資する事業 <input type="checkbox"/> 地域の課題解決につながる事業
事業名	
事業実施主体 代表者役職・氏名 (担当者連絡先)	
グループの概要	
連携機関名 (担当者名)	
事業実施場所	
事業実施予定時期	
事業の目的	
事業の内容	
事業の効果	

2 事業費

総事業費	円
うち補助対象経費(A)	円

3 収支予算

(収 入) (単位 円)

項 目	予 算 額	備 考
市補助希望額		
自己負担額		
その他()		
計		補助対象経費(A)に同じ

(支 出) (単位 円)

項 目	予 算 額	積 算 内 訳
計		補助対象経費(A)に同じ

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

由布市異業種交流グループ活動支援事業補助金消費税等仕入控除税額確定報告書

由布市長 様

報告者 所在地
グループ名
代表者氏名 ⑩

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった由布市異業種交流グループ活動支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、由布市異業種交流グループ活動支援事業補助金交付要綱第7条第1項第5号の規定により、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 補助金の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 円 |
| 5 | 添付書類
内訳資料等その他参考となる資料 | |

様式第4号（第8条関係）

事業実績書

<p>事業の種別 ※該当する項目に☑すること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 新商品、新サービス、新技術等の開発を行う事業 <input type="checkbox"/> 販路開拓事業 <input type="checkbox"/> 研修会、交流会その他資質の向上に資する事業 <input type="checkbox"/> 地域の課題解決につながる事業</p>
<p>事業名</p>	
<p>事業実施主体</p>	
<p>連携機関名 (担当者名)</p>	
<p>事業実施場所</p>	
<p>事業実施時期</p>	
<p>事業の内容</p>	
<p>事業の成果及び課題</p>	

様式第5号（第8条関係）

収 支 精 算 書

1 収 入 (単位 円)

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
市補助金				
計				

2 支 出 (単位 円)

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
計				